

熊本市特定空家等措置審議会運営要綱

制定 平成30年1月18日市長決裁
改正 平成30年3月13日建築指導課長決裁
改正 平成31年4月 1日空家対策課長決裁
改正 令和 3年9月17日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第3条の規定に基づき、熊本市特定空家等措置審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に規定する特定空家等に係る勧告、命令、代執行等に関すること。
- (2) 熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例（平成25年条例第80号）に規定する空家外家屋に係る勧告、命令、代執行等に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、14名以内の委員によって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民間団体関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 熊本市職員
- (5) 前4号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員総数の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席する委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(会議の代理出席等)

第7条 やむを得ない特別な事情がある場合は、第3条第2項第3号及び第4号に該当する委員は、委任状を付与して代理者を出席させることができる。

(意見の聴取)

第8条 審議会は、会議のために必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第9条 会議は、原則として公開とする。ただし、熊本市情報公開条例(平成10年条例第33号)第7条に掲げる情報に該当する情報について協議を行うとき又は委員の発議により出席する委員の3分の2以上の多数で公開が不相当と議決されたときは、これを公開しないことができる。

(書面による会議)

第10条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、議事の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問うことができる。

(1) 緊急を要することから会議を開催する時間的余裕がないことが明らかである場合

(2) 前号に定める場合のほか、書面による会議を行う合理的な理由があると会長が認めた場合

2 委員の過半数からの返信をもって会議が開催されたものとし、委員は返信をもって会議に出席したものとする。

3 議事について委員の全員が同意の意思表示をしたときは、審議会の議決に代えることができる。ただし、委員が事故その他やむを得ない理由により、意思表示ができない場合はこの限りではない。

(事務局)

第11条 審議会の庶務は、都市建設局住宅部空家対策課において行う。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月17日から施行する。